

### 第3章 公害の現況と対策 I 大気

#### (1) 環境基準

物質	環境上の条件	測定方法	達成期間
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること	溶液導電率法または紫外線蛍光法	維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法	維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法またはオゾンを用いる化学発光法	(1)1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする (2)1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し又はこれを大きく上回るものとならないよう努めるものとする
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法またはエチレンを用いる化学発光法	維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができる場所において濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	維持され又は早期達成に努めるものとする

#### 備考

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してはいけない地域または場所については、適用しない。

(2) 悪臭防止法における規制基準

悪臭防止法第3条の規定に基づき、市は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定し、法第4条第2項の規定に基づき、臭気指数及び臭気排出強度の規制基準を定め、平成24年(2012年)4月1日から施行しました。

ア 規制地域

鎌倉市全域のうち、都市計画法(昭和43年(1968年)法律第100号)第4条第2項に規定する都市計画区域に指定された区域(農業振興地域の整備に関する法第6条第1項の規定により農業振興地域に指定された区域を除く。)

- 1種地域(住居系地域)  
規制地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
- 2種地域(商業系地域工業系地域及びその他の地域)  
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及びその他の地域

イ 規制基準

(ア) 法第4条第2項第1号に規定する規制基準(敷地境界線上)

- 1種地域 臭気指数10
- 2種地域 臭気指数15

(イ) 法第4条第2項第2号に規定する規制基準(気体排出口)

(ア)に定める規制基準をもとに、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数。排出口の実高さにより算出方法が異なる。

- 「15m以上の施設」は、規則第6条の2第1項第1号で算出(臭気排出強度)
- 「15m未満の施設」は、規則第6条の2第1項第2号で算出(臭気指数)

(ウ) 法第4条第2項第3号に規定する規制基準(排水)

(ア)に定める規制基準をもとに、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数。

- 1種地域 臭気指数26
- 2種地域 臭気指数31

(3) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例における悪臭に関する規制基準

神奈川県では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則に基づき、悪臭の防止に関する規制基準を定めています。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 [別表第8]

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

- 1 悪臭を発生する作業は、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内で行うこと。
- 2 悪臭を発生する作業を行う建物は、悪臭の漏れにくい構造とすること。
- 3 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
- 4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
- 5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内に保管すること。

(4) 汚染物質測定状況

神奈川県では大気測定局として、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局をそれぞれ一局ずつ鎌倉市内に設置し、大気の汚染状況を常時監視しています。

一般環境大気測定局………住宅地での汚染物質の測定(市庁舎屋上に設置)

自動車排出ガス測定局………幹線道路沿道での汚染物質の測定(鎌倉市岡本に設置)

ア 汚染物質経年変化(年間平均値、1時間値の平均値を記載)

項目		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
市庁舎屋上	二酸化硫黄(ppm)	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	(日平均値の2%除外値)	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002
	二酸化窒素(ppm)	0.01	0.010	0.011	0.010	0.009
	(日平均値の98%値)	0.024	0.028	0.027	0.027	0.022
	浮遊粒子状物質(mg/m <sup>3</sup> )	0.021	0.018	0.015	0.013	0.012
	(日平均値の2%除外値)	0.048	0.045	0.043	0.033	0.029
	微小粒子状物質PM2.5(μg/m <sup>3</sup> )	8.2	8.6	7.9	8.5	8.0
	(日平均値の98%値)	20.7	22.9	20.2	22.0	18.1
光化学オキシダント(日)	0	0	0	0	0	

※ 光化学オキシダントは市庁舎屋上で1時間値が0.12ppm以上となった日数です。

項目		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
鎌倉市岡本	二酸化窒素(ppm)	0.016	0.014	0.014	0.013	0.015
	(日平均値の98%値)	0.034	0.033	0.031	0.032	0.029
	一酸化炭素(ppm)	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4
	(日平均値の2%除外値)	0.8	0.9	0.7	0.7	0.7
	浮遊粒子状物質(mg/m <sup>3</sup> )	0.017	0.018	0.015	0.014	0.013
	(日平均値の2%除外値)	0.039	0.044	0.041	0.030	0.027
	微小粒子状物質PM2.5(μg/m <sup>3</sup> )	11.2	11.2	9.7	9.4	8.3
	(日平均値の98%値)	25.8	26.2	22.7	22.1	19.0

イ 令和3年度(2021年度)二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)測定結果(市庁舎屋上)

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の最高値(ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	1時間値が0.1ppmを超えた時間(hour)	日平均値の2%除外値(ppm)
令和3年4月	30	715	0.001	0.043	0.004	0	0	0.002
5月	31	738	0.000	0.005	0.001	0	0	0.001
6月	30	714	0.000	0.006	0.001	0	0	0.001
7月	31	740	0.000	0.004	0.001	0	0	0.001
8月	31	740	0.000	0.005	0.002	0	0	0.001
9月	29	711	0.001	0.006	0.001	0	0	0.001
10月	31	738	0.001	0.007	0.002	0	0	0.001
11月	30	710	0.001	0.008	0.002	0	0	0.002
12月	31	739	0.000	0.004	0.002	0	0	0.001
令和4年1月	30	734	0.001	0.004	0.002	0	0	0.001
2月	28	668	0.001	0.005	0.002	0	0	0.001
3月	31	738	0.001	0.005	0.002	0	0	0.002
年間	363	8,685	0.001	0.043	0.004	0	0	0.002

ウ 令和3年度(2021年度)二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)測定結果

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の最高値(ppm)	日平均値が0.04ppm以上となった日数(日)	日平均値が0.06ppmを超えた日数(日)	日平均値の98%値(ppm)	
市庁舎屋上	令和3年4月	30	714	0.007	0.028	0.012	0	0	0.012
	5月	30	721	0.007	0.043	0.022	0	0	0.021
	6月	30	712	0.007	0.027	0.012	0	0	0.011
	7月	26	641	0.008	0.032	0.016	0	0	0.014
	8月	31	737	0.005	0.022	0.010	0	0	0.010
	9月	30	715	0.008	0.040	0.020	0	0	0.013
	10月	31	736	0.009	0.039	0.023	0	0	0.016
	11月	30	711	0.012	0.039	0.026	0	0	0.022
	12月	14	347	0.011	0.038	0.018	0	0	0.018
	令和4年1月	13	306	0.013	0.047	0.020	0	0	0.020
	2月	28	668	0.013	0.052	0.028	0	0	0.027
	3月	31	737	0.011	0.059	0.021	0	0	0.019
	年間	324	7,745	0.009	0.059	0.028	0	0	0.022

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の最高値(ppm)	日平均値が0.04ppm以上となった日数(日)	日平均値が0.06ppm以上となった日数(日)	日平均値の98%値(ppm)	
鎌倉市岡本	令和3年4月	30	714	0.010	0.035	0.020	0	0	0.018
	5月	23	561	0.009	0.032	0.017	0	0	0.017
	6月	22	559	0.009	0.031	0.013	0	0	0.013
	7月	15	367	0.013	0.034	0.020	0	0	0.020
	8月	0	0	-	-	-	-	-	-
	9月	0	0	-	-	-	-	-	-
	10月	9	225	0.016	0.043	0.025	0	0	0.025
	11月	30	707	0.017	0.044	0.031	0	0	0.029
	12月	31	739	0.018	0.058	0.034	0	0	0.029
	令和4年1月	31	737	0.020	0.051	0.029	0	0	0.029
	2月	28	668	0.019	0.056	0.034	0	0	0.034
	3月	31	739	0.014	0.057	0.022	0	0	0.020
	年間	250	6,016	0.015	0.058	0.034	0	0	0.029

工 令和3年度(2021年度)浮遊粒子状物質(SPM)測定結果

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の平均値(mg/m <sup>3</sup> )	1時間値の最高値(mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の最高値(mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> を超えた時間(hour)	日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日数(日)	日平均値の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	
市庁舎屋上	令和3年4月	28	690	0.012	0.053	0.030	0	0	0.022
	5月	31	741	0.014	0.121	0.029	0	0	0.025
	6月	30	717	0.012	0.042	0.022	0	0	0.021
	7月	31	743	0.016	0.127	0.033	0	0	0.027
	8月	31	742	0.018	0.086	0.045	0	0	0.036
	9月	30	716	0.012	0.057	0.030	0	0	0.021
	10月	31	740	0.010	0.038	0.017	0	0	0.016
	11月	30	713	0.010	0.108	0.019	0	0	0.018
	12月	31	742	0.008	0.087	0.020	0	0	0.019
	令和4年1月	30	736	0.008	0.038	0.018	0	0	0.013
	2月	28	670	0.009	0.030	0.015	0	0	0.015
	3月	31	743	0.012	0.058	0.024	0	0	0.024
	年間	362	8,693	0.012	0.127	0.045	0	0	0.029

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の平均値(mg/m <sup>3</sup> )	1時間値の最高値(mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の最高値(mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> を超えた時間(hour)	日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日数(日)	日平均値の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	
鎌倉市岡本	令和3年4月	28	688	0.014	0.077	0.033	0	0	0.022
	5月	31	743	0.015	0.095	0.031	0	0	0.027
	6月	30	718	0.012	0.042	0.019	0	0	0.019
	7月	31	743	0.015	0.073	0.031	0	0	0.030
	8月	31	741	0.017	0.070	0.036	0	0	0.030
	9月	30	715	0.013	0.051	0.022	0	0	0.021
	10月	31	741	0.012	0.056	0.017	0	0	0.017
	11月	30	716	0.012	0.049	0.019	0	0	0.019
	12月	31	742	0.012	0.050	0.023	0	0	0.021
	令和4年1月	31	742	0.012	0.046	0.022	0	0	0.016
	2月	28	670	0.012	0.041	0.017	0	0	0.016
	3月	31	743	0.015	0.055	0.027	0	0	0.023
	年間	363	8,702	0.013	0.095	0.036	0	0	0.027

オ 令和3年度(2021年度)微小粒子状物質(PM2.5)測定結果

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の 平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1時間値の 最高値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の 最高値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	日平均値 の98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	
市庁舎屋上	令和3年4月	28	690	9.0	42	21.7	0	16.5
	5月	31	739	9.9	31	22.2	0	17.8
	6月	30	717	7.2	24	17.8	0	14.9
	7月	31	743	7.5	35	19.1	0	15.3
	8月	31	741	7.6	30	18.4	0	18.1
	9月	30	719	6.8	22	11.9	0	11.1
	10月	31	742	6.5	27	12.5	0	12.2
	11月	30	714	7.8	26	14.5	0	14.4
	12月	31	741	7.0	38	17.5	0	16.8
	令和4年1月	30	735	7.5	34	20.9	0	14.1
	2月	28	668	8.2	33	14.3	0	14.0
	3月	31	742	10.5	36	19.6	0	18.5
	年間	362	8,691	8.0	42	22.2	0	18.1

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の 平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1時間値の 最高値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の 最高値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	日平均値 の98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	
鎌倉市岡本	令和3年4月	28	690	9.2	33	21.1	0	17.4
	5月	31	743	10.1	32	21.6	0	20.1
	6月	30	718	7.7	24	17.5	0	15.8
	7月	31	742	7.9	43	19.3	0	17.0
	8月	31	741	7.8	28	19.3	0	17.5
	9月	30	718	7.0	41	11.7	0	11.6
	10月	31	742	6.8	24	12.9	0	12.0
	11月	30	717	8.4	26	16.0	0	15.8
	12月	31	742	7.6	34	18.5	0	16.6
	令和4年1月	31	742	7.9	32	21.5	0	15.2
	2月	28	668	8.4	32	14.5	0	14.3
	3月	31	742	10.5	32	19.8	0	19.0
	年間	363	8,705	8.3	43	21.6	0	19.0

カ 令和3年度(2021年度)一酸化炭素(CO)測定結果(鎌倉市岡本)

測定年月	有効測定 日数(日)	測定時間 数(hour)	1時間値 の平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の最高値 (ppm)	日平均値が 10ppmを 超えた日数 (日)	8時間値が 20ppmを 超えた回数 (回)	日平均値 の2% 除外値 (ppm)
5月	31	740	0.3	0.8	0.5	0	0	0.4
6月	30	715	0.3	0.8	0.4	0	0	0.4
7月	31	737	0.3	1.0	0.5	0	0	0.4
8月	31	739	0.2	0.8	0.3	0	0	0.3
9月	30	714	0.4	0.8	0.5	0	0	0.5
10月	31	738	0.4	1.4	0.6	0	0	0.6
11月	30	714	0.6	1.5	0.9	0	0	0.8
12月	30	731	0.6	2.0	1.1	0	0	0.8
令和4年1月	19	465	0.4	1.4	0.6	0	0	0.6
2月	28	668	0.5	1.4	0.6	0	0	0.6
3月	31	739	0.4	1.2	0.6	0	0	0.5
年間	352	8,416	0.4	2.0	1.1	0	0	0.7

鎌倉市岡本

キ 令和3年度(2021年度)光化学オキシダント(OX)測定結果(市庁舎屋上)

測定年月	有効測定 日数 (日)	測定 時間数 (hour)	1時間値 の平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	1時間値が0.06ppm を超えた日数・時間		1時間値が 0.12ppm 以上の日数 (日)	日平均値 の最高値 (ppm)
					(日)	(hour)		
令和3年4月	30	716	0.041	0.072	8	28	0	0.055
5月	31	739	0.041	0.087	12	50	0	0.059
6月	30	716	0.036	0.092	9	38	0	0.062
7月	31	741	0.021	0.118	3	7	0	0.041
8月	31	741	0.022	0.106	7	33	0	0.051
9月	28	694	0.030	0.084	6	17	0	0.041
10月	31	736	0.028	0.069	2	4	0	0.041
11月	29	708	0.027	0.057	0	0	0	0.039
12月	31	741	0.024	0.050	0	0	0	0.037
令和4年1月	30	734	0.027	0.046	0	0	0	0.036
2月	28	668	0.031	0.058	0	0	0	0.051
3月	31	735	0.039	0.081	5	20	0	0.048
年間	361	8,669	0.031	0.118	52	197	0	0.062

ク 令和3年度(2021年度)昼間(5時～20時)の光化学オキシダント(OX)測定結果(市庁舎屋上)

測定年月	有効測定日数(日)	測定時間数(hour)	1時間値の平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	1時間値が $\geq 0.06$ ppmを超えた日数・時間		1時間値が $\geq 0.12$ ppm以上の日数・時間	
					(日)	(hour)	(日)	(hour)
令和3年4月	30	446	0.044	0.072	8	29	0	0
5月	31	461	0.044	0.087	12	54	0	0
6月	30	446	0.040	0.092	9	43	0	0
7月	31	462	0.025	0.118	3	7	0	0
8月	31	462	0.026	0.106	7	34	0	0
9月	30	433	0.033	0.084	6	17	0	0
10月	31	457	0.030	0.069	2	4	0	0
11月	30	439	0.030	0.057	0	0	0	0
12月	31	462	0.026	0.049	0	0	0	0
令和4年1月	31	455	0.029	0.046	0	0	0	0
2月	28	416	0.034	0.058	0	0	0	0
3月	31	456	0.041	0.081	5	23	0	0
年間	365	5,395	0.033	0.118	52	211	0	0

(5) 光化学スモッグの発生状況

注意報発令件数及び被害者数の推移

項目		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
発令日数	県全体	8	8	6	2	6
	湘南地域	4	1	1	0	2
	本市	0	0	0	0	0
被害者数	県全体	0	13	0	0	3
	湘南地域	0	0	0	0	0
	本市	0	0	0	0	0

(備考)注意報は、光化学オキシダントの濃度が0.12ppm以上である大気の汚染の状態になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるときに発令されます。鎌倉市は湘南地域※に所属しており、湘南地域に所属するいずれかの市町にて上記の状態である時に「湘南地域に光化学スモッグ注意報発令」となります。

表中の「本市の発令日数」の欄には、鎌倉市本庁舎屋上にて測定している光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となったの日数を記載しています。

※湘南地域：鎌倉市、平塚市、藤沢市、逗子市、茅ヶ崎市、葉山町、二宮町、寒川町、大磯町



(6) 自動車排出ガス等環境調査

本市では、自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握するため、二酸化窒素や浮遊粒子状物質等の調査を、市内主要道路の7地点で年2回実施していました。神奈川県が大気汚染防止法に基づく常時監視を鎌倉市岡本で行っていることから、平成30年度（2018年度）をもって本調査を終了しました。

ア 年度月別調査結果（過去5年間）

(i) 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）測定結果（24時間平均値 単位：ppm）

地点	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鎌倉青少年会館前	0.012	0.011	0.012	0.007	0.013
鎌倉消防団第25分団器具置場前 （長谷）	0.010	0.010	0.014	0.007	0.012
腰越行政センター前	0.011	0.010	0.014	0.007	0.014
手広交差点	0.017	0.015	0.020	0.012	—
深沢出張所前	—	—	—	—	0.014
大船警察署前	0.011	0.010	0.011	0.007	0.014
植木小学校前	0.010	—	—	—	—
海岸橋交差点前	—	0.011	0.017	0.008	0.015
関谷小学校前	0.016	0.012	0.017	0.010	0.015
平均値	0.012	0.011	0.015	0.008	0.014

(ii) 浮遊粒子状物質（SPM）測定結果（24時間平均値 単位：mg/m<sup>3</sup>）

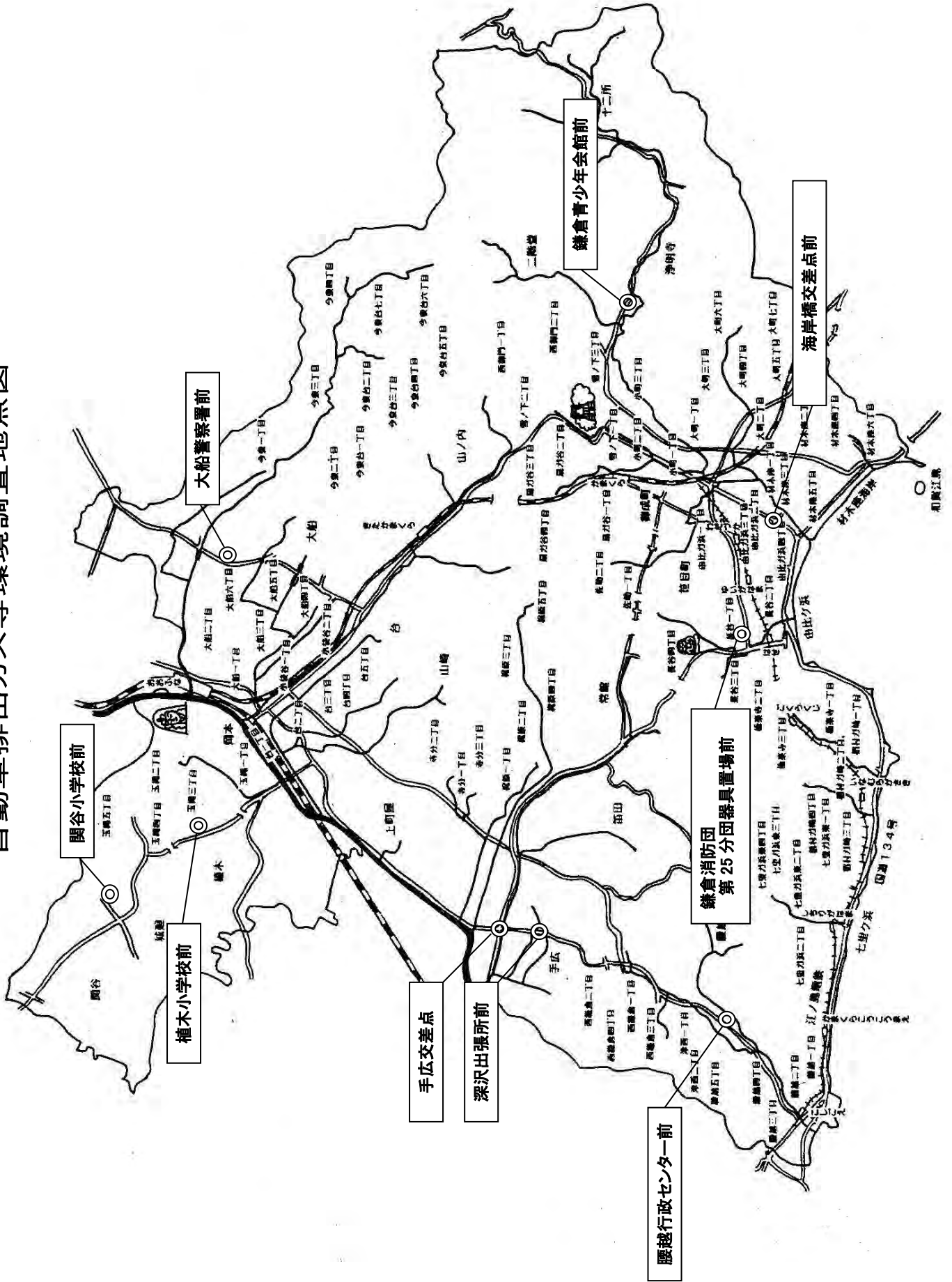
地点	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鎌倉青少年会館前	0.014	0.018	0.022	0.015	0.030
鎌倉消防団第25分団器具置場前 （長谷）	0.014	0.020	0.020	0.017	0.027
腰越行政センター前	0.012	0.019	0.024	0.017	0.030
手広交差点	0.013	0.019	0.025	0.015	—
深沢出張所前	—	—	—	—	0.025
大船警察署前	0.012	0.019	0.024	0.017	0.027
植木小学校前	0.012	—	—	—	—
海岸橋交差点前	—	0.021	0.025	0.019	0.030
関谷小学校前	0.017	0.017	0.025	0.015	0.029
平均値	0.013	0.019	0.024	0.016	0.028

(iii) 交通量測定結果（単位：台/12時間）

地点	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鎌倉青少年会館前	8,306	8,225	8,321	8,563	7,935
鎌倉消防団第25分団器具置場前 （長谷）	6,827	6,520	6,357	6,967	6,315
腰越行政センター前	9,637	9,651	9,786	9,676	9,075
手広交差点	22,943	24,378	22,790	22,998	—
深沢出張所前	—	—	—	—	9,423
大船警察署前	9,041	9,001	8,938	9,105	11,016
植木小学校前	6,330	—	—	—	—
海岸橋交差点前	—	12,535	12,615	13,640	13,131
関谷小学校前	11,457	10,981	11,184	11,106	11,859
平均値	10,649	11,613	11,427	11,722	9,822

※交通量は12時間（8時～20時）連続計測したものです。ただし二輪車は観測の対象外としました。

# 自動車排出ガス等環境調査地点図



(7) 二酸化窒素濃度調査

大気汚染の原因の代表物質である二酸化窒素による市内大気汚染状況を把握するため、P T I O法（\*）による大気中の二酸化窒素濃度を調査していました。

年平均値が例年低く推移しており、神奈川県が大気汚染防止法に基づく常時監視を行っていることから、本調査は平成30年度（2018年度）をもって終了しました。

\* P T I O法による大気中二酸化窒素濃度調査

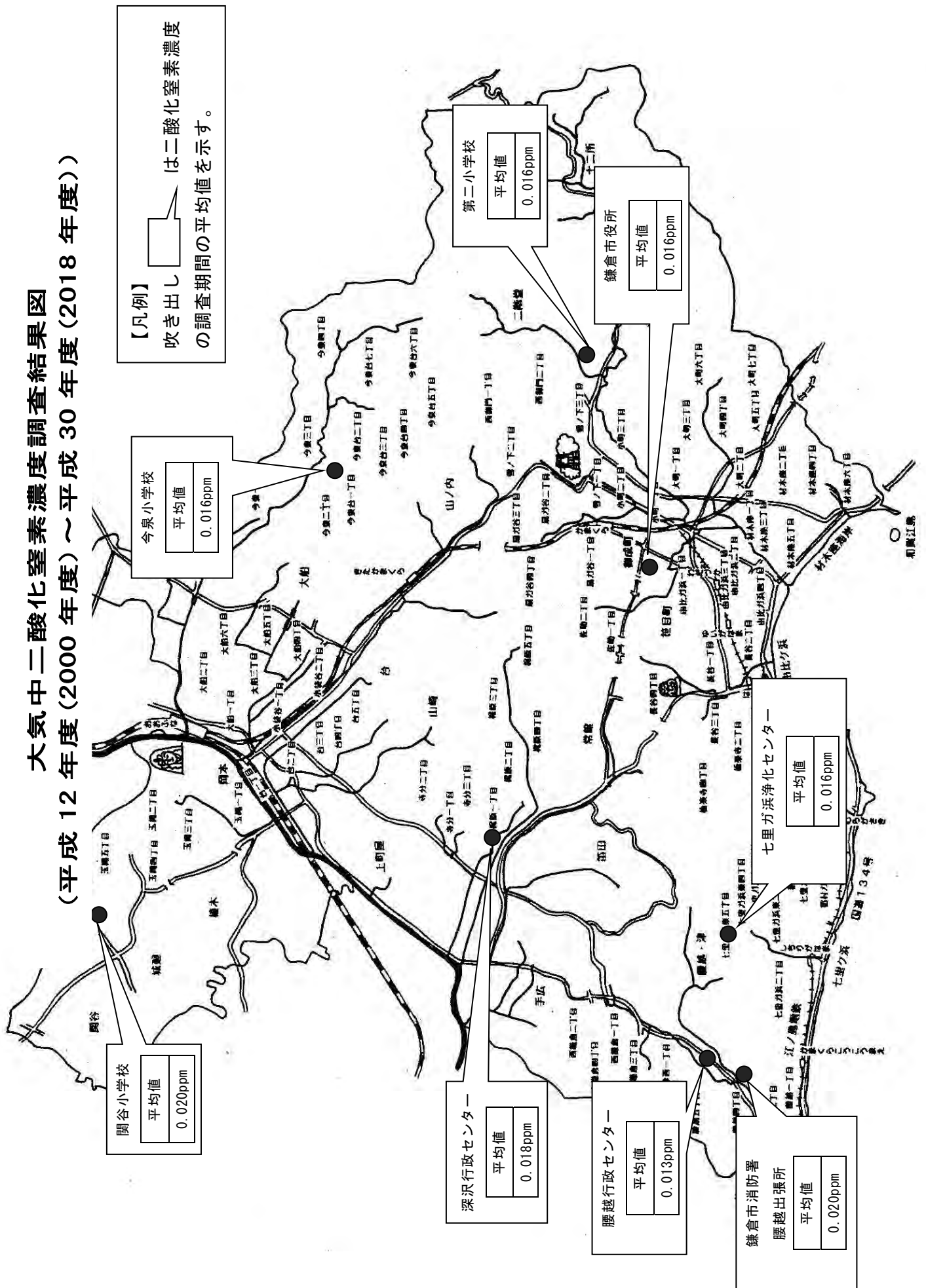
調査地点の施設の屋上にシェルターを設置し、捕集用ろ紙を内装したサンプラーをそのシェルター内に取り付け、1ヵ月暴露した後サンプラーを回収し、分析を行います。

二酸化窒素濃度年平均値の経年変化（単位：v/vppm）

調査年度	鎌倉市役所	第二小学校	七里ガ浜浄化センター	鎌倉消防署腰越出張所	腰越行政センター	深沢行政センター	今泉小学校	関谷小学校
12年度	0.024	0.021	0.021	0.024	—	0.024	0.021	0.027
13年度	0.023	0.022	0.020	0.024	—	0.024	0.021	0.027
14年度	0.024	0.022	0.020	0.024	—	0.024	0.022	0.027
15年度	0.022	0.022	0.022	0.025	—	0.024	0.024	0.027
16年度	0.020	0.018	0.020	0.022	—	0.021	0.019	0.023
17年度	0.019	0.020	0.022	0.023	—	0.023	0.020	0.025
18年度	0.019	0.018	0.019	0.022	—	0.020	0.020	0.023
19年度	0.021	0.016	0.017	0.017	—	0.019	0.019	0.024
20年度	0.015	0.017	0.016	0.019	—	0.016	0.017	0.021
21年度	0.016	0.018	0.017	0.018	—	0.019	0.017	0.022
22年度	0.015	0.016	0.016	0.017	—	0.018	0.015	0.018
23年度	0.015	0.014	0.015	0.015	—	0.017	0.015	0.018
24年度	0.013	0.013	0.014	0.015	—	0.018	0.014	0.017
25年度	0.011	0.014	0.012	0.013	—	0.013	0.012	0.014
26年度	0.012	0.011	0.010	—	0.014	0.013	0.012	0.015
27年度	0.012	0.011	0.012	—	0.013	0.013	0.012	0.015
28年度	0.010	0.0096	0.010	—	0.012	0.012	0.010	0.013
29年度	0.011	0.010	0.011	—	0.013	0.012	0.011	0.014
30年度	0.011	0.011	0.011	—	0.012	0.013	0.011	0.013
平均	0.016	0.016	0.016	0.020	0.013	0.018	0.016	0.020

鎌倉消防署腰越出張所の建て替え工事に伴い、平成26年度(2014年度)から調査地点を腰越行政センターに変更しました。

# 大気中二酸化窒素濃度調査結果図 (平成12年度(2000年度)～平成30年度(2018年度))



(8) 酸性雨調査

鎌倉市では、市庁舎中庭（1階）にて水素イオン濃度計（pH計）を用いた簡易測定による酸性雨調査を行っています。令和3年度(2021年度)は延べ15回の測定を実施し、平均値は5.6となりました。

最も酸性の強い値は4.4で、令和2年度(2020年度)と同様に弱酸性の雨が観測されました。

また、年間を通して全体の46.7%が酸性雨（水素イオン濃度（pH）5.6以下の雨）となりました。

ア 測定値

平均値	水素イオン濃度（pH）	5.6
最も酸性の強かった測定値	水素イオン濃度（pH）	4.4
最も酸性の弱かった測定値	水素イオン濃度（pH）	6.5

イ 経年水素イオン濃度（pH）測定結果

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市庁舎中庭	5.2	5.5	5.5	5.7	5.6

ウ 神奈川県による水素イオン濃度（pH）測定結果（かながわ環境白書より）

神奈川県では、環境省の「湿性沈着モニタリング手引書」に基づき、令和2年度(2020年度)は県内2市の協力を得て雨水を採取し、水素イオン濃度（pH）などを測定し、酸性雨の実態調査を行っています。

地点	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
川崎市川崎区	5.1	5.4	5.5	5.8	5.9
平塚市	5.1	5.3	5.2	5.5	5.5

※ 神奈川県の共同調査に係る水素イオン濃度（pH）の年間平均値は、雨水を1週間採取した際の期間降水量で重み付けをしています。

鎌倉市で行っている簡易測定データとは測定方法が異なるため、比較することはできません。